

事業者団体等が実施する研修会等への講師派遣（御案内）

公正取引委員会では、独占禁止法等について理解を深めていただくため、事業者団体等が主催する研修会等へ講師派遣を行っております。積極的に御活用ください。

講師派遣の概要

- 講師派遣先：事業者団体等が非営利で主催する研修会等（社内研修等、個別企業への講師派遣は行っておりません。）
- 所要時間：60分～90分間（御相談に応じます。）
- 研修費用：講師料等の謝礼は一切不要です。
- 説明資料：御希望の説明内容に応じて、資料を準備いたします（可能であれば資料の投影用機材の御用意をお願いしております。）。

研修内容の例

- 独占禁止法の概要
- 独占禁止法上注意すべき事業者や事業者団体の活動
- 最近の独占禁止法違反事件

講師派遣の問い合わせ先

所在地	連絡先	管轄地域
公正取引委員会事務総局 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 13 階	取引部相談指導室 TEL: (03) 3581-5471 (代表) (03) 3581-5481 (直通) FAX: (03) 3581-1948	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	総務課 TEL: (011) 231-6300 FAX: (011) 261-1719	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	総務課 TEL: (022) 225-7095 FAX: (022) 261-3548	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	経済取引指導官 TEL: (052) 961-9422 FAX: (052) 971-5003	富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	経済取引指導官 TEL: (06) 6941-2174 FAX: (06) 6943-7214	福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	総務課 TEL: (082) 228-1501 FAX: (082) 223-3123	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎	総務課 TEL: (087) 834-1441 FAX: (087) 862-1994	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館	経済取引指導官 TEL: (092) 431-5882 FAX: (092) 474-5465	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	公正取引室 TEL: (098) 866-0049 FAX: (098) 860-1110	沖縄県